# 年金記録に係る苦情のあっせん等について

# 年金記録確認沖縄地方第三者委員会分

- 1. 今回のあっせん等の概要
  - (1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 1 件

厚生年金関係 1件

#### 第1 委員会の結論

申立人のA事業所に係る被保険者記録は、資格取得日が昭和63年10月1日、資格喪失日が平成2年6月1日とされ、当該期間のうち、同年5月31日から同年6月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同事業所における資格喪失日を同年6月1日とし、申立期間の標準報酬月額を53万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務 を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和28年生

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年5月31日から同年6月1日まで 私は、昭和63年10月1日から平成2年5月31日までの期間において、 A事業所にB職として常勤で勤務していた。このことは、勤務証明書に記載されているとおりである。したがって、資格喪失年月日は、退職日の翌日の同年6月1日になると考えるので、申立期間について厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人のA事業所に係る厚生年金保険被保険者記録は、資格取得日が昭和63年10月1日、資格喪失日が平成2年6月1日とされ、当該期間のうち同年5月31日から同年6月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により年金額の計算の基礎とならない期間と記録されている。

しかしながら、A事業所から提出のあった職員カードの記録及び同事業所が申立人に発行した勤務証明書によれば、申立人は平成2年5月31日まで同事業所に継続して勤務していたことが確認できる。

また、上記職員カードに記載の申立人の厚生年金保険の被保険者資格喪失日は平成2年6月1日となっている上、A事業所の総務担当者は、給与は、末日締め、固定給は当月28日払い、変動給は翌月28日払いであるとしており、「申立期間当時から現在に至るまで、厚生年金保険料は翌月支給される給与(前月分の時間外手当等の変動給)から控除しており、月末退職者の退職月の保険料についても同様に控除することとなることから、申立人の申立

期間の厚生年金保険料は、給与から控除されていたと考えられる。」と述べている。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間においてA事業所に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA事業所に係る平成2年4月のオンライン記録から53万円とすることが妥当である。

なお、申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。